

庁用車 EV カーシェアリング導入及び使用料 仕様書

1 業務名

庁用車 EV カーシェアリング導入及び使用料

2 目的

庁用車の更新に伴い、庁用車の遊休時間を市民等が使用できるカーシェアリングを導入し、市民等の自動車を「所有」から「使用」にシフトし、自動車保有台数の減や自動車交通の円滑化等を推進することにより二酸化炭素排出を削減することとともに、EV 体験を通して EV 普及に貢献し市内における温室効果ガス削減に寄与することを目的とする。

3 履行期間及び実施期間等

(1) 履行期間

契約日の翌日から令和 12 年 10 月 31 日まで

(2) 実施期間

納車日から 60 ヶ月間

(3) 納車日

令和 7 年 10 月頃の納車予定とする。ただし、発注者で実施する充電設備の整備の状況や受注者の責に帰さない事情により納車時期が遅れる場合は、発注者、受注者双方の協議により納車時期の変更は可能とする。

(4) 契約期間の変更

納車日が確定した時点で実施期間に合わせて履行期間の変更を行う。

4 実施場所

大野城市役所敷地内（大野城市曙町二丁目 2 番 1 号）

※詳細については、別紙位置図を参照

5 業務内容

本業務は、「ゼロカーボンシティ大野城」宣言に基づき、庁用車の低炭素化を図るため次世代自動車への更新を計画的に行っているところであり、庁用車として使用している 13 台のガソリン車を電気自動車（以下、「EV」という。）に更新するもの。

また、EV を平日は庁用車として使用し、庁用車として使用しない平日の夜間や土日祝日は市民等へ貸し出すカーシェアリングを運営するもの。

(1) システム導入

以下の内容を満たすシステムを導入すること

①平日の 9:00 から 18:00 までは大野城市の庁用車として、サービスを提供する。

②平日の 0:00 から 8:00 までと 19:00 から 24:00 まで並びに週休日及び祝日の 0:00 から 24:00 までは市民等の移動手段として、カーシェアリングサービスを提供する。

③災害等の緊急時（※）は一般のカーシェアリングの予約等をキャンセルし、大野城市の庁用車として使用する。この場合、すでに使用されている車両は即座のキャンセルとしないが、可能な限り早急に返却し、庁用車として使用できるようにすること。

（※）大野城市内に大雨警報、洪水警報の発令または震度4以上の地震が発生し、災害警戒配備体制が敷かれる場合、またはそれと同等以上の緊急事案が発生した場合を対象とする。

④庁用車使用時の職員の操作等は提案による

（2）システム使用料

①（1）のシステム使用料

（3）車両使用料

①車両は普通EV1台、軽EV12台の計13台とする。（車種は提案による）

※電気自動車とは、外部からの電力供給によって二次電池（蓄電池）に充電し、電池から電動機に供給する二次電池車を指し、プラグインハイブリッド車は除く。

※普通EVのバッテリー容量は50kWh以上とする。

②車両は事故を軽減させるための先進的な安全装置が装備されていること。

③非常時には非常用電力として外部電力供給可能な電気自動車であること。

※非常時等において、当該車両を市が非常用電源として活用することとする。

④装備品等は以下のとおりとする。

ア カーナビ（メーカー純正）

イ ドライブレコーダー（前後記録対応・1080HD以上・GPS有）

ウ フロアマット

エ タイヤチェーン または スタッドレスタイヤ

オ 車体色：提案による（ただし、庁用車としてふさわしい色）

カ ETC（普通EVのみ）

⑤庁用車としての想定年間走行距離は以下のとおりとする。

ア 普通EV 7,000km/年

イ 軽EV 6,000km/年・台

⑥使用する車両は中古車も可とするが、実施期間はバッテリー保障期間内であることとし、新車と遜色ない外観・内装であること。

（4）カーシェアリング運營業務

①保守点検・維持管理にあたり、以下のメンテナンスを実施すること。なお、メンテナンスの実施にあたっては、発注者と調整の上、日程を決定すること。

ア 定期点検（6か月毎）

イ 法定点検

ウ 車両整備

エ 故障修理

オ タイヤ交換

カ 油脂類などの消耗品交換及び補充

- キ リコール整備
- ク その他安全走行に必要な点検及び修理
- ケ 上記（ア～ク）のメンテナンス時の駐車場への車両の引取り及び納車

②カーシェアリング運営にあたっては、以下の事項を満たすものとする。

- ア 車両管理及び利用者情報管理等にかかるカーシェアリングシステムの構築と導入
- イ 料金積算にかかるシステムの構築と運用
- ウ 車両の予約、車両の施錠・解錠にかかるシステムの構築と運用
- エ 車両施錠時の充電忘れを防止するための対策
- オ （１）③に記載する緊急時の予約等に関するサポート業務
- カ 問い合わせや車両トラブル等が発生した際の利用者に対するサポート業務
- キ 車両は全て禁煙車とする
- ク その他車両の運用管理等に必要な事項

③その他、カーシェアリングに必要な業務（提案による）

- ア 車両の清掃
- イ 車内の忘れ物対応 など

（５）PR・広報業務

- ①カーシェアリング利用促進のためのPR等
- ②市役所敷地内におけるカーシェアリング駐車場への誘導看板等の設置
- ③カーシェアリング駐車場と一目でわかる路面表示等
※発注者にて路面のカラー舗装を実施予定。
- ④カーシェアの利用状況の把握及び分析を基とした業務改善につながるデータの収集
- ⑤その他広報・PR等業務に必要な事項

（６）使用データ分析業務

次の項目について、データの収集と分析を行い、発注者へ定期報告する。

- ①カーシェアの利用回数及び利用者数
- ②車両の走行距離、稼働時間
- ③収集したデータ分析による課題検討や改善提案
- ④二酸化炭素排出量削減効果の算出

（７）実施体制の整備

- ①（１）～（４）の運営に必要な事業実施体制の整備を行うこと。
- ②業務実施体制図の作成（複数事業者で行う場合は、各々の分担を明確にすること）

（８）各種関係手続き

業務を実施するにあたり必要な資格の取得、届出等を行うこと。

6 支払条件等

(1) 費用負担

①発注者負担

- ア 庁用車使用料
- イ カーシェアリングサービス提供時中における緊急時等での庁用車使用料
(想定時間数等は別紙参照)
- ウ システム構築等カーシェア導入に関する費用(初期費用)
- エ カーシェア駐車場での充電にかかる電気使用料(本契約対象外)

②受託者負担

- ア 車両取得費用
- イ 「5 事業内容」(4)①に係る費用
- ウ 自動車税
- エ 自動車重量税
- オ 自動車保険料(任意保険・自賠責保険)
任意保険は、対人損害賠償：無制限、対物損害賠償 1,000 万円以上とする。
- カ カーシェアリングシステム運営費用
- キ 外出先での充電費用
- ク 道路関連サービス費用
- ケ 看板設置等のカーシェア実施に関する広告費
- コ 行政財産使用料

(2) 支払条件

以下の内容について、発注者の行う検査に合格したときは適正な請求を受けてから 30 日以内に支払うものとする。

①庁用車使用料

(1) ①アに記載する庁用車使用料は定額とし、毎月支払う。その際、「6 支払条件等」の(1)①イに記載する使用料が発生している場合は、合算して支払うこととする。(毎月末を締め日とし、翌月支払う。)なお、「6 支払条件等」(1)①イに記載する使用料は予め定めた単価に基づき算出する。

②初期費用

「6 支払条件等」(1)①ウに記載する初期費用は庁用車使用料の第 1 回支払と合わせて支払うこととする。

(3) 車両下取り

カーシェアリング実施開始に合わせて以下の車両の下取りを行うこととし、下取り金額は(2)①庁用車使用料または②初期費用に反映させること。

表：下取り車一覧表

	現号車名	車両番号	車種	購入年月	燃料	走行距離	備考
①	7号車	福岡 480 つ 6952	ダイハツ ハイゼット	H29年6月	ガソリン	37,904km	
②	8号車	福岡 480 ち 7812	ダイハツ ハイゼット	H28年7月	ガソリン	41,098 km	
③	9号車	福岡 581 ひ 5677	ダイハツ タント	H29年9月	ガソリン	42,908 km	
④	10号車	福岡 480 つ 6947	ダイハツ ハイゼット	H29年6月	ガソリン	40,679 km	
⑤	11号車	福岡 581 く 9923	スズキ スペーシア	H26年2月	ガソリン	66,517 km	
⑥	12号車	福岡 480 せ 7416	ダイハツ ハイゼット	H12年4月	ガソリン	59,839 km	
⑦	13号車	福岡 480 せ 7415	ダイハツ ハイゼット	H25年8月	ガソリン	58,098 km	
⑧	14号車	福岡 480 ち 9143	ダイハツ ハイゼット	H28年9月	ガソリン	39,797 km	
⑨	15号車	福岡 480 た 3178	ダイハツ ハイゼット	H27年2月	ガソリン	50,128 km	
⑩	16号車	福岡 480 ち 7813	ダイハツ ハイゼット	H28年7月	ガソリン	42,270 km	
⑪	17号車	福岡 581 ひ 5678	ダイハツ タント	H29年9月	ガソリン	33,737 km	
⑫	24号車	福岡 480 す 7618	スズキ エブリィ	H24年10月	ガソリン	88,420 km	
⑬	ハイエース	福岡 301 ゆ 1303	トヨタ ハイエース	H24年2月	ガソリン	42,788 km	

※下取り車の詳細については、現物を確認し査定するものとする。

※走行距離は令和7年3月末日時点。

(4) 行政財産使用料

本業務で使用する駐車場区画13台分の行政財産使用料を市に支払うものとする。

金額は行政財産使用料条例の規程に基づき算出した年額を市民等へ貸し出す時間数で按分した額とする。なお、使用料の金額は毎年変動する。

【参考価格】949,360円/年（令和6年度の場合）

7 その他

- (1) カーシェア用の充電設備（Panasonic 製 ELSEEVE Hekia S Mode3）を 13 基、発注者で整備する。
- (2) 「6 支払条件等」(1) ①アに記載する庁用車使用料はクリーンエネルギー自動車導入促進補助金を活用した金額とすること。補助金額の変更または補助金交付上限に達した場合などやむをえない事情により補助金の交付が受けられない場合は、発注者、受注者の協議のうえ、契約の変更を行う。その際は、契約変更をすべき理由がわかる資料を提出すること。ただし、申請漏れなど受託者の責に帰する事情により補助金を受けられなかった場合、契約の変更は行わない。
- (3) 受託者は、発注者と十分協議の上、本業務を実施しなければならない。
- (4) 開始日に関しては、充電設備の完成時期など発注者と調整の上、決定すること。
- (5) この契約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 の規定による長期継続契約であるため、この契約の締結する日の属する年度の翌年度以降において、当該契約にかかる発注者の歳出予算において減額又は削除があった場合は、発注者はこの契約を解除することができる。
- (6) 本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて協議をし、決定するものとする。

緊急時等での庁用車使用想定数量

別紙

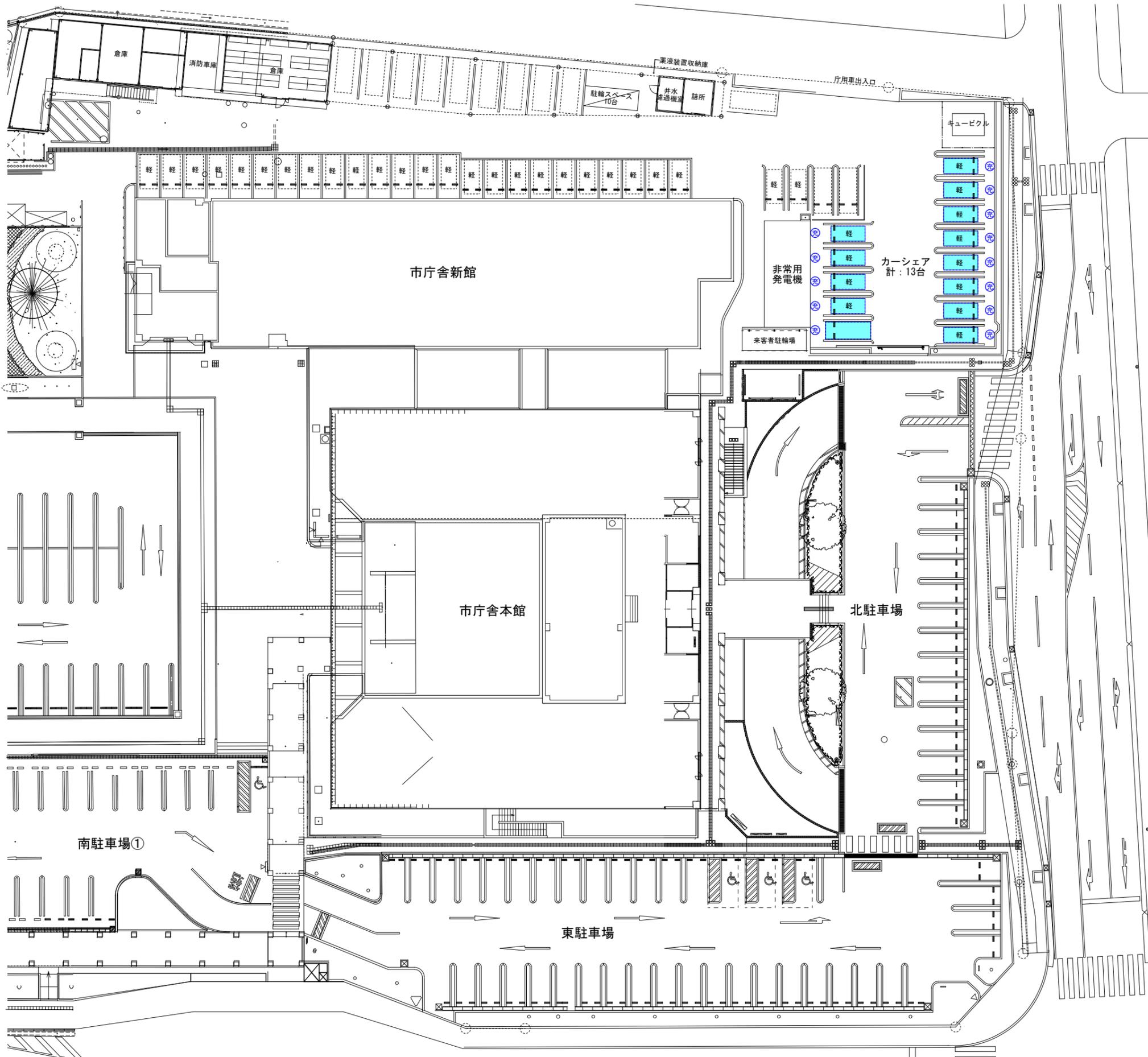
定例業務

業務内容	使用時間区分	使用時間・台数	年間使用時間 (時間)
通常業務の帰り遅れ	平日夜間	2時間/月×2台	48
総ぐるみ防災訓練	土曜日日中	6時間×13台	78
合計			126

緊急案件

業務内容	使用時間区分	使用時間・台数	年間使用時間 (時間)
災害対応 (R3実績)	平日夜間	14時間×5日×13台	910
	土・日 日中	24時間×2日×13台	624
合計			1,534

(※) 時間数及び台数は想定であり、数量を確定するものではない。



- カーシェア区画 (軽乗用EV: 12台、普通EV: 1台)
- 充電器: カーシェア 13台



カーシェア位置図